

北海道手をつなぐ育成会 げっぽう

第698号

昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号(毎月1日発行・定価一部10円会費を含む)

●発行日—平成28年3月1日

●発行所—社団法人北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区

北2条西7丁目かでの2・7(4F)

電話 011-251-0855

FAX 011-251-0804

Eメール doikusei@air.ocn.ne.jp

●発行人—奈須野益

印刷所 (株)北海道機関紙印刷所

障がいを理由とする 差別等の解消をめざして

胆振圏域障がい者総合相談支援センター
るびなす センター長 小林 繁市

平成25年6月に成立した障害者差別

解消法がいよいよ本年4月1日より施行されます。この実施にあたって、国は昨年2月に基本指針を作成、これを受けて北海道は北海道職員対応要領「障がいのある方へのよりよい対応ができるサポートブック」を作成しています。更に国は、福祉事業者向けガイドライン「福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針」を作成しています。

この法律の正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」だけでなく、「共生社会」の実現を目指す視点から地域全体で差別を解消していくという発想になっています。

この法律は、差別の類型を2つ示しています。1つ目は「障害を理由とする差別等の権利侵害の禁止」、つまり直接的な差別の禁止について規定しています。直接的な差別とは、例えば「障がいのある人は店に立ち入り禁止」といったような障がいを理由としたいわ

れのない差別のことです。

2つ目は、条文には「社会的障壁の除去を怠ることによる、権利侵害の防止」となっています。障がいのある人に対して、社会の側の受け入れが十分でないことによって起きるのが「社会的障壁」です。差別解消法ではこの社会的障壁を取り除くために「必要かつ合理的な配慮がなされなければならない」と規定されており、「合理的な配慮をしないこと」も差別だとしています。

公共的な施設等において、車椅子利用や知的障がいがあるという理由で入場を拒否することは、明らかに1つ目の差別に抵触します。ところが「障がいがあっても入場することはかまいません」と言いながら、入り口に段差があり、簡易スロープや職員の介助等の配慮(合理的配慮)を申し出ても対応してくれない、これが2つ目の抵触に該当することになります。

しかし合理的配慮をすることによって、障がいのある人も公共的な施設を利用できるようになり、障がいのない人と実質的な平等を得ることが可能に

なります。こうした合理的配慮は、障がい者の生きにくさに対応するだけでなく、一般の人達の便利さや快適さにつながっていきます。

シルバースーツは、初めはお年寄りのためのものでした。今はけがをした人や障がい者、妊娠中の女性にも利用対象が広がり、多くの人たちが楽になりました。

合理的配慮を推進することは、障がいのある人だけではなく、多くの人達に対するユニバーサルな効果が期待できます。

障害者差別解消法が、障がい者の差別を解消し社会参加を推進するのみに止まらず、社会全体の価値観や慣習を根底から変えていくための、重要な役割を果たしていくことを期待しています。

『社会福祉法人なよろ

陽だまりの会』

設立のご挨拶

社会福祉法人なよろ
陽だまりの会 理事長



尾谷 和久

私どもは、平成19年3月より活動して参りました「NPO法人名寄心と手を

つなぐ育成会」事業所「陽だまり」を、平成26年9月30日をもって解散し、より一層の福祉サービスの向上と経営の安定を図ることを目的に、平成26年4月1日より新たに「社会福祉法人なよろ陽だまりの会」とし認可を受け、事業所「陽だまり」の運営を開始しております。

「名寄心と手をつなぐ育成会」とNPO法人は別組織であり育成会を解散したわけではございません。社会福祉法人となりましても、育成会は支える側として、より一層精進してまいりたいと思います。

育成会は今年で53年目を迎えました。

「名寄手をつなぐ親の会」として昭和38年7月に設立され、昭和57年4月には「職親会」（現在「なよろ地方職親会」）を設立。翌58年11月には「親の会」に「母親部会」が発足、名寄市特殊学級の支援活動を開始しました。平成3年には「精神薄弱者更生施設名寄丘の上学園（社会福祉法人名寄みどりの郷）」を設立。平成9年5月「地域共同作業所陽だまり（現在、社会福祉法人なよろ陽だまりの会陽だまり）」を開設。平成10年4月26日「なよろ手をつなぐ親の会」から、「名寄手をつなぐ育成会」に改名。平成14年9月、「本人部会発足」（現在、「本人部会実行委員会」）。平成19年「名寄手をつなぐ育成会」から、「名寄心と手をつなぐ育成会」に改名。NPO法人格を取得し、事業所「陽だまり」を運営。育成会、NPO法人と別組織とし運営して参りました。

過去に2つの社会福祉法人を立ち上げる事

が出来たのは、育成会の先人達が築き上げた確かな理念と努力の賜物であります。

今後とも変わらず、地域の社会福祉活動に貢献すべく、一丸となって努力して参る所存でありますので、皆様方におかれましては、なお一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。挨拶と致します。

平成28年度 厚労省障害保健福祉部

予算案の概要固まる

厚生労働省は、平成28年度予算案の概要を明らかにしました。障害保健福祉部関係の予算案は1兆6,375億円で昨年度の予算額の比較では、880億円（5・7%）増額となっています。

紙面の都合で、抜粋してお知らせします。

【主な施策】

※括弧内の金額は（27年度当初予算額）

■障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

・良質な障害福祉サービス等の確保

9,701億円（9,330億円）

障害児・者が地域や住み慣れた場所ですらするために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

・地域における障害児支援の推進

1,458億円（うち障害福祉サービス

関係費は1,395億円）

（1,120億円（うち障害福祉サービ

ス関係費は1,055億円）

・障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 70億円（26億円）

一億総活躍社会の実現にむけて障害児・者が地域で安心して生活し、それぞれの能力を発揮できるよう、就労移行支援、就労継続支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備やきめ細やかな支援を行うための小規模な形態による体制の整備を推進する。

・障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,301億円（2,234億円）

・特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,603億円（1,557億円）

・障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

①障害者虐待防止の推進

地域生活支援事業（464億円）の内数

②障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進【一部新規】

14百万円（3・8百万円）

■障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

・障害者自立支援機器の開発の促進

【一部新規】 1・6億円（1億円）

・芸術文化活動の支援の推進【一部新規】

1・5億円（1・3億円）

・障害児・障害者の社会参加の促進

27億円（25億円）

■発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2・0億円（1・4億円）

＊地域生活支援事業計上分を除く
・発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化地域生活支援事業（464億円）の内数

乳幼児期から成人期までの一貫した発達障害に係る支援体制の整備や、困難ケースへの対応、適切な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携強化を図る。また、都道府県等において、ペアレント・プログラム等を通じた家族支援体制の整備や発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修等を実施する。

・発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

- ①支援手法の開発、人材の育成【一部新規】
1.3億円〔0.7億円〕
- ②発達障害に関する理解の促進【一部拡充】
53百万円〔50百万円〕

■障害者に対する就労支援の推進

10.9億円〔10.9億円〕

＊地域生活支援事業計上分を除く

・工賃向上のための取組の推進

2.3億円〔2.8億円〕

・障害者就業・生活支援センター事業の推進

7.5億円〔8.1億円〕

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

・農福連携による障害者の就農促進【新規】
1.1億円〔一〕

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につながるため、障害者就労施設への農業の専門家の派遣、農業に取り組む障害者就労施設によるマルシェの開催等の支援を実施する。

知的障がい・発達障がいのある人のための

トラブル・シュートー

養成セミナー開催!!

障がいのある人と社会をつなぐ新たな人材育成に向けて、トラブルシュートー（紛争解決者）養成セミナー（基礎コース）を開催します。

関心のある方はお問い合わせください。

日時 平成28年3月13日(日)

10時～17時

会場 石狩市民プール2階多目的ホールA

主催者 NPO法人 Panda-J

共催 石狩市・石狩市自立支援協議会

NPO法人石狩市手をつなぐ育成会

P&A いしかり

参加費 無料（定員100名）

講師 ・堀江まゆみ氏（白梅学園大学教授）

NPO法人 Panda-J 代表

・野沢和弘氏（毎日新聞社論説委員）

NPO法人 Panda-J 副代表

・中田雅久氏（弁護士・多摩TSネット）

第1講義 「トラブル・シュートーの目指すもの」

第2講座 「問題行動」「触法障がい者の理解」

第3講座 「いざという時の対処方法」

第4講座 「グループワーク」事例検討と今後のネットワーク構築ディスカッション

問合せ先 P&A いしかり事務局

【携帯090-11765-11166金子】

お知らせ

28年度北海道障害者職業能力

開発校入学生の追加募集(随時)中

受付期間 平成28年1月29日(金)～平成28年4月11日(月)

募集訓練科 総合ビジネス科・建築デザイン科・プログラム設計科・CAD機械科・総合実務家(各科若干名)

問合せ先 国立北海道障害者職業能力開発校

Tel 0125-52-2774(代)

今後の予定

3月23日(水) ・道育成会理事会

7月30日(土) 於…かぞえ2017

第61回北海道手をつなぐ育成会

全道大会・旭川大会

31日(日) 於…旭川市民文化会館他

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心を
お届けします

2007年4月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険 (2015年1月現在の内容です。)

(知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット)

病気やケガまたはその検査のため入院したとき(保険期間中に開始した入院の4日目から30日限度)

入院給付金(付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金)

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき(国内外補償)

個人賠償責任保険金: 1事故1億円限度(自己負担金額なし)

ケガをしたとき

死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき

葬祭費用保険金

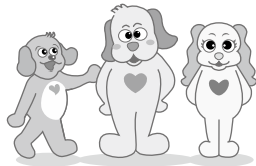
お問合せ先) 株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目
8-2 SRビル4F
TEL: 011-221-7009 FAX: 011-221-1704
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社) AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目
1-2 アーバンネット 札幌ビル 4階
TEL: 011-204-7510 http://www.aiu.co.jp
受付時間: 午前9時~午後5時(土・日・年末年始を除く)

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL: 011-251-0855 FAX: 011-251-0804
(A-000506)

知的障がい者専用補償制度

♡ アイ・ライフ
I・LIFE



病気に対する補償が新しい!!

- ① すべてのケガおよび病気による死亡(葬祭費用)を補償!
- ② すべてのケガおよび病気による入院を1日目より補償!
- ③ さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」が入院補償とは別枠で補償されます。
- ④ 病気入院1日目より年間30日間が補償されます。
- ⑤ 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

- ・年払掛金は、36,000円です。
- ・加入対象年齢は、15歳以上~70歳未満となります。
- ・中途加入も可能です。

アイ・ライフ 補償内容

死亡(葬祭費用).....	50万円
病 入 院 (30日限度).....	5,000円
ケ 入 院 (120日限度).....	3,000円
通 院 (60日限度).....	1,500円
ガ 手術費用.....	3・6・12万円 (本会規約別表1参照)
第三者賠償.....	5,000万円 (免責なし)

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが **アイ・ライフ** です。

お問い合わせ先 **障害者補償会**
〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当: 石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。

フリーダイヤル **0120-185-001**

特別支援教育を必要とされている方のために生まれました。

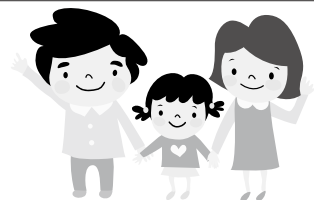
広告

ぜんちの
こども傷害保険

個人賠償 弁護士費用 ケガ入院・通院

権利擁護補償付傷害保険(2015年創設)

- ◎ 個人賠償責任補償
- ◎ 権利擁護費用補償
(弁護士費用)
- ◎ ケガでの入通院保障



特別支援学級に通う児童・生徒のために開発された、障がい児のための専用保険です。知的障がいや発達障がいのある子どもたちを、事故や虐待被害などからお守りし、安心した学校生活を送っていただけます。

詳しい資料のご用命は、下記代理店にお願いいたします。

○取扱代理店

有限会社 オフィスブレイン

TEL 011-207-2522

〒060-0032 札幌市中央区北2条東3丁目2番地 札幌セントラルビル2F

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社
関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒101-0032

東京都千代田区岩本町3丁目5番8号

岩本町シティプラザビル5階

http://www.z-kyosai.com/